

令和4年1月21日

府府対策本部長

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

京都府対策本部長 京都府知事 西脇 隆俊

大阪府対策本部長 大阪府知事 吉村 洋文

兵庫県対策本部長 兵庫県知事 齋藤 元彦

**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
まん延防止等重点措置の公示等に関する要請について**

京都府、大阪府及び兵庫県においては、感染力の強いオミクロン株への置き換わりにより、1日あたりの新規陽性者数が過去最高を記録するなど、これまでの感染規模を大きく上回る感染の急拡大に直面しています。いずれの府県も、現在、「レベル2（警戒を強化すべきレベル）相当」であって、感染が急拡大しており、このままの状況が続けば、医療提供体制のひっ迫に加え、社会インフラ機能が縮小・停止することも懸念されます。

このため、感染拡大の防止と一刻も早い収束に向け、3府県と国がより一層連携し、さらなる感染防止対策を徹底する必要があることから、各府県の新型コロナウイルス対策本部会議において、国に対し、まん延防止等重点措置の公示を要請することを決定いたしました。

については、3府県を、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、要請いたします。

また、国において集積されている、オミクロン株の特性や感染の場面さらに直近の症例分析など最新の知見を踏まえ、有識者による検討を深め、基本的対処方針において有効な対策を示していただくよう、あわせて要望いたします。